

福島原発かながわ訴訟

口頭弁論期日のご案内

ぜひ 傍聴に
来て下さい

第4回 7月16日(水)
第5回 9月3日(水)
第6回 11月19日(水)
横浜地裁101号法廷

福島第一原発事故から3年余り。ふるさとを追われた十数万の人々は、今も全国に避難し、「難民」の日々を余儀なくされています。神奈川県に避難している被害者が、積み重なる疲労と困窮の中、このような想いを他の誰にも味わわせたくないと立ち上がりました。避難指示区域内外の避難者が一体となって、国と東電の責任を迫及して闘っています。

2014年1月29日第1回口頭弁論では原発事故被害者の原告3人が意見陳述に立ち、かけがえない日常生活とふるさとを奪われた被害の実情を切々と訴えました。3月20日第2回、5月28日第3回口頭弁論では原告1名が意見陳述に立ち、原発事故後3年を経過しても放置されたまま、故郷を喪った精神的苦痛は薄れるどころかむしろ大きくなっていくことを訴えました。

開廷前に地裁前(日本大通り側)で事前集会を開催し、裁判の進行などについてご説明します。「福島原発かながわ訴訟」の傍聴は抽選です。

7月16日(水) 第4回口頭弁論

- 集合：午後1時
横浜地裁前(日本大通り側)
- 地裁前集会：午後1時～1時30分
- 傍聴抽選：午後1時40分頃
地裁1階ホール
- 第3回口頭弁論：午後2時開廷
横浜地裁101号法廷
- 報告集会：午後3時頃～
神奈川県中小企業共済会館 6階
603, 604 会議室
(開始が遅れる場合があります)
※報告集会は、福島原発被害者支援かながわ弁護団の主催です。

9月3日(水) 第5回口頭弁論
11月19日(水) 第6回口頭弁論 も
同じスケジュールの予定です
詳細はお問い合わせください

ところが、被告の東京電力はこうした原告本人の意見陳述は裁判の進行には必要ないと裁判長に申し入れています。引き続き、被害者本人が自分の言葉で被害の実情を訴えることができるように、傍聴席から応援しましょう。



福島原発かながわ訴訟を支援する会
〒231-0011 横浜市中区太田町4-55
横浜馬車道ビル6F 馬車道法律事務所内
Tel. 090-3545-5218
e-mail fukukana.shien@gmail.com
https://sites.google.com/site/fukukanaweb

☆☆ 会員・サポーター 募集中 ☆☆

個人会員 2000円/年、サポーター1000円/年
振込先口座：郵便振替 00250-4-101942
加入者名：福島原発かながわ訴訟を支援する会
ホームページからの申し込みも受け付けています



福島原発事故
被害者の訴えを
聞いてください!

私たちは 捨てられた民なのか

東京電力福島第一原発の核災害によってふるさとを追われた私たちは、4度目の春を横浜地方裁判所前の歩道で迎えました。無念の、4度目の春です。

神奈川県などで避難生活を余儀なくされている12世帯27名は、本日、奪われた暮らしとふるさとを取り戻すため、国と東京電力株式会社を被告として損害賠償を求める訴えを起しました。2013年9月11日の17家族44名、12月12日の6家族22名に続く第3陣となります。請求の内容は第1陣・第2陣と同じく①避難に伴う慰謝料②生活を破壊され、ふるさとを奪われたことに対する慰謝料③不動産損害等の個別の損害賠償、の3項目です。

2011年3月11日のあの日まで、私たちは日本国民としての義務を果たし、平凡でも平和な日々を暮らしてきました。税金を納め、隣人とは仲良く、地域経済の発展に貢献してまいりました。私たちは、この平凡な日々がずっと続くものだと思っていました。それが国と東京電力の手によって壊されるとは、夢にも思いませんでした。

私たちは何か悪いことをしたのでしょうか？泥棒でも土地や建物は持っていきません。火事でも土地は残ります。私たちが被った損害はそれ以上のことなのです。

確かに、山も、畑も、田んぼも、家族の思い出が詰まった家も、雑草の中に残ってはいます。空の青さも海の色も3年前のままです。しかし、すべてが目に見えない放射能に覆い尽くされ、もう、私たちが持っていた家でも土地でも自然でもないのです。墓参りにも行けず、家族は離れ離れとなり、友人とは簡単に会うこともできず、楽しいクリスマスも正月も節分も、迎え火を炊いて亡き人を迎えるお盆もありません。ただただ、憂鬱な日々を送るのみ。福島の間人であることばかりか、日本人であったことさえも忘れる寸前です。もはや難民状態です。それなのに、被害の全容も、この事態を招いた責任も明らかにされず、誰も罰せられない。考えられないことです。

国は昨年暮れ、「復興加速化指針」を閣議決定したといいます。その内容は、放射能汚染のひどい地域は帰還を諦め、それ以外は期限を切って帰還を促すというものです。住民は浴びる放射線量を自分で管理せよ、とも言っています。これはどういうことなのでしょう？癌になって死んでも「自己責任」ということなのでしょう？内部被ばくと健康被害の関連が分からないと言いますが、分からないなら安全が確認されるまで適切な賠償を行い、帰さないのが、国民の命を守る国の取るべき道ではないのでしょうか。

原発爆発に追われ、着の身着のまま逃げ惑ったあの時、国は放射能の雲が避難者の上を流れていたことを知っていたにも関わらず、なぜ、それを教えてくれなかったのでしょうか？後に、「パニックが起こるから」と言いました。パニックに陥ることと、被ばくすることを、経済の天秤にかけて後者を選んだ国。国民の健康と命という基本的人権の大本を踏みじった国。底の知れない被害を引き起こしながら、なお、変わらない国の姿勢に対して、言いようのない怒りを感じます。

私たちは、この惨事に対する国と東電の責任を明らかにし、完全な賠償を実現することによってこの怒りを和らげ、少しでも人間らしい生活を取り戻したいのです。人間の命と健康と尊厳を第一に考える、「当たり前」の国を取り戻したいのです。

私たち福島原発かながわ訴訟原告団は、この願いがかなうまで、各地で同様の訴訟に立ち上がっている方々、弁護団、支援していただいております多くの皆さま、そして全国の、世界中の心ある人々と手を携え、共に闘ってまいります。

2014年3月10日
福島原発かながわ訴訟第3次原告団声明